

各位

神奈川県行政書士会

購読者特典

新日本法規出版(株)WEBサイトから
文例データがダウンロードできます！

新刊書 遺言モデル文例のスタンダード！
『ケース別 遺言書作成のポイントとモデル文例』
のご案内について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび標記新刊図書が新日本法規出版株式会社より発行されました。

本書は…

相続法の改正や信託の活用など近時の実務動向を踏まえたケースが豊富に取り上げられたものです。

ケースに応じた遺言書作成のポイントを解説した上で、モデル文例がバリエーション豊かに掲載されています。

つきましては、各位好個の実務書としてお役立ていただけるものと思料し、その他の図書と併せてご案内いたしますので、ご希望の向きは別添カタログ参照の上、下記要領にてお申込みください。

敬白

記

1. 書名および価格

新刊書 〈単行本〉※令和4年12月発行

ケース別 遺言書作成のポイントとモデル文例

価格 5,720円(税込) 送料460円

新刊書 〈単行本〉※令和5年1月発行

相続開始時別 相続人の範囲と遺産の割合

—明治民法・応急措置法・現行民法—

価格 3,630円(税込) 送料460円

〈単行本〉※令和4年10月発行

数次相続・代襲相続をめぐる実務

—相続人・相続分の確定—

価格 4,730円(税込) 送料460円

※2書籍以上お申込みの場合、送料は発行所負担といたします。

2. 申込方法

裏面のFAX申込書(03-3235-7369)にてお申込みください。

3. 納品および

代金支払い方法

発行所より直接納品されます。代金は、ご注文品に同封の請求書により郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび、料金収納端末設置店にてお支払いください。

また、請求書に記載されているバーコードからスマホ専用アプリ PayPayとau PAYでもお支払いいただけます。

※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

※お申込みいただきましたお客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど発行所の営業活動に限り使用され、厳重に管理されております。

※この案内に要した諸費用はすべて発行所の負担です。

(発行所および
お問い合わせ先)

新日本法規出版株式会社

〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2-6

TEL(03)3269-2169 FAX(03)3235-7369

(30-27035)

新日本法規出版株式会社 東京支社 営業部
神奈川県行政書士会 申込受付係 行

お申込みはFAXにて

FAX 03-3235-7369

【 申 込 書 】

● 新刊書 〈単行本〉コード5100249 ※令和4年12月発行 購読者特典付(※1) ケース別 遺言書作成のポイントとモデル文例	価格 5,720円(税込) 送料 460円	<input type="checkbox"/> 部
● 新刊書 〈単行本〉コード5100253 ※令和5年1月発行 相続開始時別 相続人の範囲と遺産の割合 —明治民法・応急措置法・現行民法—	価格 3,630円(税込) 送料 460円	<input type="checkbox"/> 部
〈単行本〉コード5100242 ※令和4年10月発行 数次相続・代襲相続をめぐる実務 —相続人・相続分の確定—	価格 4,730円(税込) 送料 460円	<input type="checkbox"/> 部

※2書籍以上お申込みの場合、送料は発行所負担といたします。

(※1)購読者特典として、新日本法規出版(株)WEBサイトから文例データがダウンロードできます。

☑上記書籍を代金後払いにて申込みます。

※太線内をご記入ください。

年 月 日	
<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	ご住所
フリガナ	
お名前 (名称)	印
TEL〈 〉 —	ご担当
FAX〈 〉 —	(内線)

※電話番号による登録をおこないますので、必ず市外局番からご記入ください。

※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

※お申込みいただきましたお客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど発行所の営業活動に限り使用され、厳重に管理されております。

30-001-27035

掲載内容

DLを付した条項例は新日本法規WEBサイトよりダウンロードできます。

はじめに

- 第1 遺言能力
- 第2 遺言の方式 DL
- 第3 遺留分の侵害
- 第4 遺言事項と付言事項
- 第5 遺言の撤回
- 第6 その他

第1章 相続方法の指定

- 第1 配偶者の生活に配慮するケース**
 - [1] 自宅を配偶者に、金融資産を配偶者と相続人に一定の割合で相続させる場合 DL
 - [2] 配偶者居住権を遺贈する場合 DL
 - [3] 配偶者に全ての財産を相続させたい場合 DL
 - [4] 子のない夫婦がお互いに財産を相続させた上で、双方の死後の財産の帰属についても指定しておきたい場合 DL
 - [5] アパートの賃貸収入を配偶者の生活費に充てたい場合 DL
 - [6] 配偶者に法定相続分より多く相続させたい場合 DL
 - [7] 配偶者に債務を負担させたくない場合 DL
 - [8] 子一人に財産を相続させて認知症の配偶者の面倒を見てほしい場合 DL
 - [9] 後妻が生活に困らないようにしたいが、財産は最終的に先妻の子・孫に引き継ぎたい場合 DL
- 第2 特定の相続人の生活に配慮するケース**
 - [10] 親亡き後に障害のある子の生活を確保したい場合 DL
 - [11] 未成年の子で、親権者が遺言者だけの場合 DL
 - [12] 多額の援助をした子にも、他の子と同じように相続させたい場合 DL
 - [13] 自分の面倒を見てくれた独身の子の将来に配慮したい場合 DL
- 第3 特定の相続人に相続させないケース**
 - [14] 別居中の妻子に相続させず、兄弟姉妹に相続させたい場合 DL
 - [15] 非行を繰り返してきた子に相続させたくない場合 DL
 - [16] 預金を勝手に引き出して行方不明になっている子に相続させたくない場合 DL
 - [17] 相続人の一人には既に相当の財産を与えているので、その相続人を除いて相続させたい場合 DL
 - [18] 浪費癖がある子に相続させず、少額ずつ受け取れるようにしたい場合 DL
 - [19] 推定相続人のうち、特定の兄弟やその子孫には相続させたくない場合 DL
 - [20] 推定相続人に相続させないが、遺贈先も決まっていない場合 DL
- 第4 相続人間の平等を図りたいケース**
 - [21] 先妻との間の子の学費を援助したため、後妻との間の子に多く相続させたい場合 DL
 - [22] 生命保険の受取人と受取人以外の相続人の公平を図りたい場合 DL
 - [23] 別件の遺産相続で他の兄弟よりもたくさんもらった相続人の相続財産を少なめにしたい場合 DL
- 第5 相続人以外の者に遺贈するケース**
 - [24] 亡くなった子の配偶者とその子に財産を遺贈したい場合 DL

- [25] 介護してくれた長男の嫁にお礼に財産を一部渡したい場合 DL
 - [26] 孫に将来の学費を遺贈したい場合 DL
 - [27] 公益団体に財産を寄附したい場合 DL
 - [28] 全ての財産を知人に遺贈する代わりに、死後の諸手続を頼みたい場合 DL
 - [29] 愛人に財産を遺贈したい場合 DL
 - [30] 孫に直接財産を相続させたいが、財産管理の心配がある場合 DL
- 第6 条件を付けて相続させる又は遺贈するケース**
- [31] 予定する相続人が遺言者と同時に又は先に死亡したときに備え、予備的に別の者に相続又は遺贈させることを決めておきたい場合 DL
 - [32] 特定の財産を遺贈するが、その受遺者が相続人となった場合には、相続させるとの遺言をしておきたい場合 DL
 - [33] 特定の財産を相続させるが、その財産を処分したときに備えた遺言をしておきたい場合 DL
 - [34] 特定の条件を満たしたときに限り、遺産相続をさせる場合 DL
 - [35] 特定の財産を取得したときに、特定の相続人に相続させたい場合 DL
- 第7 事業を承継させるケース**
- [36] 家業を承継する者に事業用財産を遺贈したい場合 DL
 - [37] 経営する会社の全株式を一人の相続人に相続させ、他の相続人には代償金を支払うなどにより財産を得させたい場合 DL
 - [38] 事業の債務を特定の者に承継させたい場合 DL
 - [39] 会社の経営者を複数先の世代まで決めておきたい場合 DL
- 第8 遺産の渡し方を工夫したいケース**
- [40] 遺産を処分して、債務も弁済してから相続人・受遺者に分配したい場合 DL
 - [41] 特定の者に終期付の定期的な贈与をしたい場合 DL
 - [42] 遺留分侵害請求があったときの対応を決めておく場合 DL
 - [43] 自宅不動産を一人の相続人に相続させ、他の相続人には代償金を支払うようにしたい場合 DL
- 第9 祭祀等について指定するケース**
- [44] 祭祀承継者を指定する場合 DL
 - [45] 信仰する宗教の方式で葬儀や埋葬を行いたい場合 DL
 - [46] 樹木葬・散骨をしてほしい場合 DL
 - [47] 祖先の墓は墓じまいをし、自身は永代供養をしてもらいたい場合 DL
- 第10 その他のケース**
- [48] 株式、国債、投資信託等を特定の者に相続させ又は遺贈したい場合 DL
 - [49] 暗号資産を特定の者に相続させたい場合 DL
 - [50] 生命保険の受取人変更をしたい場合 DL
 - [51] 子を認知したい場合 DL
 - [52] 胎児に相続させたい場合 DL
 - [53] 相続人を廃除したい場合 DL
 - [54] ペットの世話を頼みたい場合 DL
 - [55] 代々受け継がれている美術品を寄贈して管理を頼みたい場合 DL

第2章 執行方法の指定

- 第1 遺産分割方法を指定するケース**
 - [56] 遺産分割方法の指定を第三者に委託したい場合 DL
 - [57] 相続人が行方不明でも相続手続が円滑に行えるようにしたい場合 DL
 - [58] 空き家となる自宅を処分し、その売却代金を相続人等に配分したい場合 DL

ケース別 遺言書作成のポイントとモデル文例

- [59] 一定期間遺産分割を禁止したい場合 DL
- 第2 遺言執行者を指定するケース**
- [60] 遺言執行者を指定する場合 DL
 - [61] 遺言執行者の報酬を定めておきたい場合 DL
 - [62] 遺言執行者が死亡したときに備えて対策を講じておきたい場合 DL
- 第3章 遺言の撤回・変更**
- 第1 遺言を撤回するケース**
 - [63] 遺言を撤回したい場合 DL
 - 第2 遺言内容を変更するケース**
 - [64] 以前に作成した遺言の一部を変更したい場合 DL
 - [65] 自筆証書遺言において、本文や自筆によらない目録を加除・訂正したい場合 DL
- 第4章 障害者等による遺言**
- [66] 耳も聞こえず口もきけない者が遺言書を作成したい場合 DL
 - [67] 自力で文字を書くことが困難な者が遺言書を作成したい場合 DL
 - [68] 認知症の者が遺言書を作成したい場合 DL
- 第5章 外国関係の遺言**
- [69] 日本語がほとんど分からない者が遺言したい場合 DL
 - [70] 外国にいる日本人が遺言書を作成したい場合 DL
 - [71] 日本にいる外国人が遺言書を作成したい場合 DL
 - [72] 海外の財産について遺言したい場合 DL
- 第6章 特殊手法**
- 第1 信託を活用するケース**
 - [73] 遺産を信託財産にして他人に管理させる場合 DL
 - [74] 生前から財産管理を委ね、死後には財産を円滑に相続させたい場合 DL
 - [75] 信託を利用して財産の承継者を確定させてしまい、後に判断力の低下や他人にそのかされるなどにより変更することのないようにしたい場合 DL
 - [76] 財産の承継者を何代も後まで決めておきたい場合 DL
 - [77] 信託を利用して障害のある子の生活の安定を図りたい場合 DL
 - [78] 信託を利用して円滑な事業承継を実現したい場合 DL
 - [79] 永代供養を確実に実現したい場合 DL
 - 第2 死因贈与を活用するケース**
 - [80] 死因贈与と契約を利用して遺産を承継させたい場合 DL
- 第7章 遺言では決められないがあらかじめ準備しておきたい事項**
- [81] 認知症になったときに備えて自分を後見してくれる者をあらかじめ決めておきたい場合 DL
 - [82] 不治の病におかされたときに尊厳死をさせてほしい場合 DL
 - [83] 脳死状態になったときに自分の臓器を役立てたり、死後に献体をしたい場合 DL
 - [84] 死後に葬儀や法要、家財道具等の整理をする者がいないので、あらかじめ頼んでおきたい場合 DL
- 附 録**
- 公証人手数料額一覧表
- 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

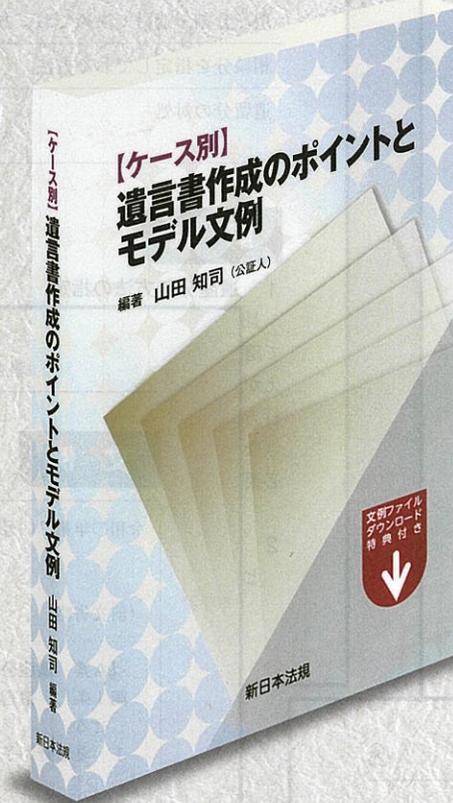
ケース別

遺言書作成のポイントとモデル文例

編著 山田 知司 (公証人)

遺言モデル文例のスタンダード!

- ◆相続法の改正や信託の活用など近時の実務動向を踏まえたケースを豊富に取り上げています。
- ◆ケースに応じた遺言書作成のポイントを解説した上で、モデル文例をバリエーション豊かに掲載しています。
- ◆実務に精通した公証人等が執筆した確かな内容です。



購読者特典 文例データは新日本法規WEBサイトよりダウンロードできます!

A5判・総頁438頁
定価5,720円(本体5,200円) 送料460円

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!! (電子版)
定価 5,170円(本体4,700円)

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ!

パソコン スマートフォン タブレット で閲覧いただけます。
「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ(無償)をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

[2] 配偶者居住権を遺贈する場合

ケース

遺言者には、妻と独立した子（長男）がいるが、遺言者の死後、妻が自宅に居住し続けられるようにしたいと考えている。妻が安定した生活を維持するには、自宅のほか生活費としての金銭も遺すことが必要となるが、自宅のほか相当額の預貯金を妻に相続させるとすると、長男の遺留分を侵害することになる。

Table with 2 columns: 着眼点 (Focus Point) and 作成のポイント (Key Points). Rows include: 配偶者に住居を確保する (Ensure housing for spouse), 遺留分侵害に配慮する (Consideration for reserved share infringement).

解説

1 配偶者居住権

配偶者居住権は、平成30年の民法改正（平成30年法律72号）で創設された制度で、被相続人の配偶者が被相続人死亡後もこれまでどおりの居住環境を維持するためにその居住権を確保するための制度です（民1028以下）。

(1) 成立要件

配偶者居住権の成立要件は、①配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していたこと、②その建物について配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の遺産分割（審判を含みます）、遺贈又は死因贈与がされたことです（民1028①・1029・554）。

文例

DL

令和〇年第〇〇号
遺言公正証書
(前文省略)
第1条 遺言者は、遺言者が所有する下記の建物を遺言者の長男甲野一郎(昭和〇年〇月〇日生)に相続させる。
記(省略)
第2条 遺言者は、遺言者の所有する前条記載の建物につき、配偶者居住権を、遺言者の妻甲野幸子(昭和〇年〇月〇日生)に遺贈する。
2 前項の配偶者居住権の存続期間は、妻甲野幸子の死亡の時までとする。
第3条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、前記長男甲野一郎を指定する。遺言執行者は、移転登記手続、預貯金の解約、払戻し、名義変更、貸金庫の開扉、貸金庫契約の解約その他この遺言の執行に必要な一切の権限を有する。
(省略)

[57] 相続人が行方不明でも相続手続が円滑に行えるようにしたい場合

ケース

遺言者には妻、長男、長女、二男がいるが、長男が行方不明であるため、遺言者の死後直ちに遺産分割協議をすることができない。遺言によって円滑に相続手続ができるようにしておきたい。

Table with 2 columns: 着眼点 (Focus Point) and 作成のポイント (Key Points). Rows include: 遺産分割を遺言で決めておく方法 (Specify inheritance division in will), 相続分を指定しておく方法 (Specify inheritance share), 遺留分の対処 (Handling of reserved share).

解説

1 遺産分割方法の指定

長て遺えが行方なき必要

文例

DL

令和〇年第〇〇号
遺言公正証書
(前文省略)
【A案 遺産分割方法を指定する場合】
第1条 遺言者は、遺言者の有する財産について、次のとおり相続させる。
1 妻甲野幸子(昭和〇年〇月〇日生)に下記財産を相続させる。
記(省略)
2 二男甲野二郎(昭和〇年〇月〇日生)に下記財産を相続させる。
記(省略)
3 長女甲野花子(昭和〇年〇月〇日生)に下記財産を相続させる。
記(省略)
【B案 相続分を指定する場合】
第1条 遺言者は、次のとおり相続分を指定する。
妻 甲野幸子(昭和〇年〇月〇日生) 6分の4
二男 甲野二郎(昭和〇年〇月〇日生) 6分の1
長女 甲野花子(昭和〇年〇月〇日生) 6分の1
第2条 長男甲野一郎(昭す妻甲野幸子がするもの(省略)

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

第6章 特殊な手法

第1 信託を活用するケース

[73] 遺産を信託財産にして他人に管理させる場合

ケース

遺言者には妻と子がいるが、重度の心身障害により施設入所中である長男の将来の生活をとても心配している。遺産である金銭及び管理会社に管理を任せている賃貸共同住宅の賃料収益をもって施設入所中の長男の治療費・生活費等に充てることにしたいが、長男には財産管理能力がなく、他に頼れる親戚もいないので、適当な第三者に賃貸共同住宅の管理運営を任せたい。

Table with 2 columns: 着眼点 (Focus Point) and 作成のポイント (Key Points). Rows include: 遺言で信託を行うのは、どのような場合か (When to make a trust in a will), 受託者を誰にするか (Who to appoint as trustee), 信託財産は金銭も含むか (Does the trust property include cash), 監督者等を定め、第三者が権限を濫用しないようにする (Appointing supervisors to prevent abuse of power), 信託財産の管理方法等に関する定め (Provisions on trust property management).

文例

DL

令和〇年第〇〇号
遺言信託公正証書
(前文省略)
第1条 (信託の設定)
遺言者は、遺言者の有する次の財産につき、次のとおり信託を設定する。本信託は、受託者が信託を引き受けた時から、効力が生じる。ただし、遺言者の長男である甲野一郎(以下「長男一郎」という。)が遺言者より先に又は同時に亡くなっていたときは、この効力は生じないものとする。
1 信託目的
次の信託不動産及び信託金銭を信託財産として管理運用と必要な給付を行い、受益者である長男一郎の健康で文化的な生活及び福祉を確保するこ

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2022.11)51002491

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

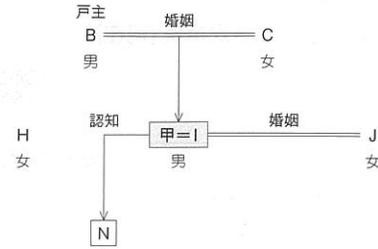
第3章 明治民法による遺産相続

第1 直系卑属が遺産相続人となるケース

[054] 被相続人(甲=I)に妻と庶子1人がいるとき

▶キーワード 庶子(非嫡出子)

[親族関係]



[相続人・相続分]

N(庶子)	1
-------	---

ポイント

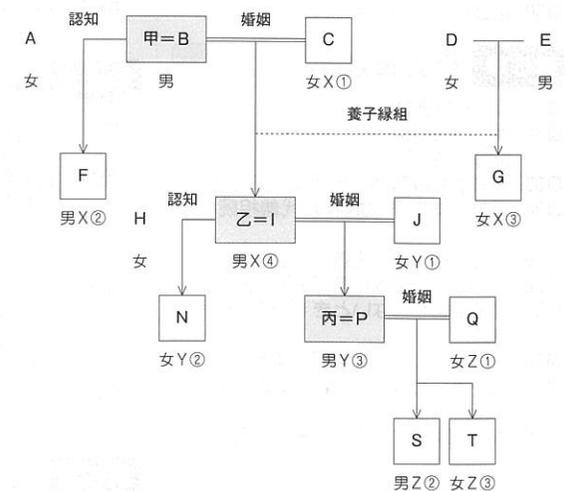
Iの子(庶子N)が相続人となります。明治民法827条は、1項で「嫡出ニ非サル子ハ其父又ハ母ニ於テ之ヲ認知スルコトヲ得」、2項で「父カ認知シタル子ハ之ヲ庶子トス」と規定していました。明治民法における庶子は、現行民法の庶子(嫡出でない子)と基本的に同じです。ただし、明治民法では「家」が基礎にあるという違いがあります。このことは、「親子関係の確立についても、かつては現在とは異なる考え

第3章

内容見本 (A5判縮小)

数次相続・代襲相続をめぐる実務 —相続人・相続分の確定—

[005] 甲=B からX①~④(妻と子3人)へ1次相続、乙=I からY①~③(妻と子2人)へ2次相続、丙=P からZ①~③(妻と子2人)へ3次相続があったとき[現在+現在+現在/パターンB②]



ポイント

甲=B(妻+子3人)、乙=I(妻+子2人)、丙=P(妻+子2人)のいずれも現在の規律が適用されるケースです。パターンAよりも

Q 4 2021年一部改正後(現行民法等)

Q 2021(令和3)年に成立した現行民法等一部改正法は、数次相続に対して、どのような影響を与えますか。

A 数次相続においては、①特別受益等の期間制限と、②相続登記の義務化の2点が特に重要です。

解説

いわゆる所有者不明土地問題解決等のために、民法等の一部を改正する法律(令和3年法律24号)が2021年4月21日に成立、28日に公布されました。法律案の提出理由は、「所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るため、相続関係並びに共有物の利用及び管理に関する規定の整備、所有者不明土地管理命令等の制度の創設並びに具体的相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限等に関する規定の整備を行うとともに、相続等による所有権の移転の登記の申請を相続人に義務付ける規定の創設等を行う必要がある」というものでした。改正には様々な内容が含まれますが、数次相続の関係では、以下の2点が重要です。

1 特別受益等の期間制限

2021年改正後は「相続開始の時から10年を経過した後にする遺産の分割」について特別受益(現民903・904)と寄与分(現民904の2)の規定を

相続登記義務化の備えに!

相続開始時刻 相続人の範囲と遺産の割合

—明治民法・応急措置法・現行民法—

著 中込 一洋 (弁護士)

- ◆相続開始時の適用法に応じて「誰が、どれだけ相続するか」がひと目でわかります。
- ◆相続登記未了の不動産や所有者不明土地等の案件処理時に利用できます。

A5判・総頁 264頁
定価 3,630円(本体 3,300円) 送料 460円
〈電子版〉
定価 3,300円(本体 3,000円)



詳細はコチラ!

併せてのご利用で、
複雑な相続実務がより明快に!

姉妹書

家族構成・適用法別に **100ケース** を収録!

数次相続・代襲相続をめぐる実務

—相続人・相続分の確定—

著 中込 一洋 (弁護士)

- ◆明治民法から現行民法までの法改正を解説
…【Q&A編】
相続関係のパターン別に相続人・相続分を整理
…【ケース・スタディ編】
- ◆相続関係図から、相続人と相続分の算定方法がひと目でわかります。

A5判・総頁 338頁
定価 4,730円(本体 4,300円) 送料 460円
〈電子版〉
定価 4,290円(本体 3,900円)



詳細はコチラ!

〈電子版〉 パソコン スマートフォン タブレット で閲覧いただけます。

「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ(無償)をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

第1章 相続制度の概要

第1 現在の相続制度

- 1 法定相続の趣旨
 - (1) 法定相続とは
 - (2) 死亡による開始
 - (3) 一定の家族的な関係
- 2 配偶者別格の原則
 - (1) 配偶者とは
 - (2) 配偶者が法定相続人となる理由
 - (3) 配偶者の法定相続分
- 3 子・孫等の直系卑属(第1順位の血族相続人)
 - (1) 子(直系卑属)とは
 - (2) 直系卑属が法定相続人となる理由
 - (3) 直系卑属の法定相続分
- 4 直系尊属(第2順位の血族相続人)
 - (1) 直系尊属とは
 - (2) 直系尊属が法定相続人となる理由
 - (3) 直系尊属の法定相続分
- 5 兄弟姉妹と甥姪(第3順位の血族相続人)
 - (1) 兄弟姉妹(甥姪)とは
 - (2) 兄弟姉妹と甥姪が法定相続人となる理由
 - (3) 兄弟姉妹と甥姪の法定相続分
- 6 遺言相続の趣旨
- 7 遺留分の趣旨

第2 相続法の沿革

- 1 現行民法の改正等
 - (1) 2021年改正
 - (2) 2018年改正
 - (3) 2013年改正
 - (4) 1987年改正
 - (5) 1980年改正
 - (6) 1962年改正
 - (7) 1947年成立(明治民法の全面改正)
 - (8) 応急措置法
- 2 明治民法
 - (1) 1942年改正
 - (2) 1898年成立

第3 明治民法の特色

- 1 ふたつの相続
- 2 「家」とは
- 3 戸主とは
- 4 家族とは
- 5 明治民法における「子」

第4 遺産相続(明治民法)

- 1 遺産相続(明治民法)の概要
 - (1) 遺産相続とは
 - (2) 家族の死亡による開始
 - 2 直系卑属(第1順位の遺産相続人)
 - (1) 直系卑属が第1順位である理由
 - (2) 直系卑属の法定相続分
 - 3 配偶者(第2順位の遺産相続人)
 - 4 直系尊属(第3順位の遺産相続人)
 - (1) 直系尊属が第3順位である理由
 - (2) 直系尊属の法定相続分
 - 5 戸主(第4順位の遺産相続人)
- 第5 家督相続(明治民法)
- 1 家督相続(明治民法)の概要
 - (1) 家督相続とは
 - (2) 戸主の死亡による開始
 - (3) 戸主生存中の開始原因
 - 2 単独相続
 - 3 家督相続人

- (1) 法定家督相続人(家族タル直系卑属)
- (2) 法定家督相続人が数人あるとき
- (3) 法定推定家督相続人
- (4) 指定家督相続人
- (5) 第1種選定家督相続人
- (6) 直系尊属
- (7) 第2種選定家督相続人

第2章 民法・応急措置法による相続

第1 子が相続人となるケース

- [001] 被相続人(甲=I)に妻と非嫡出子1人がいるとき
- [002] 被相続人(甲=I)に妻と準正子1人がいるとき
- [003] 被相続人(甲=I)に非嫡出子1人と嫡出子1人がいるとき
- [004] 被相続人(甲=I)に妻と非嫡出子1人と嫡出子1人がいるとき
- [005] 被相続人(甲=I)に妻と準正子1人と嫡出子1人がいるとき
- [006] 被相続人(甲=H)に夫と準正子1人がいるとき
- [007] 被相続人(甲=L)に嫡出子1人がいるとき
- [008] 被相続人(甲=L)に妻と嫡出子1人がいるとき
- [009] 被相続人(甲=I)に非嫡出子1人と嫡出子1人と養子1人がいるとき
- [010] 被相続人(甲=I)に妻と非嫡出子1人と嫡出子1人と養子1人がいるとき
- [011] 被相続人(甲=J)に夫と嫡出子1人と養子1人がいるとき
- [012] 被相続人(甲=I)に妻と準正子1人と嫡出子1人と養子1人がいるとき
- [013] 被相続人(甲=I)に非嫡出子2人と嫡出子1人と養子1人がいるとき
- [014] 被相続人(甲=I)に妻と非嫡出子2人と嫡出子1人と養子1人がいるとき
- [015] 被相続人(甲=I)に非嫡出子2人と嫡出子2人と養子1人がいるとき
- [016] 被相続人(甲=I)に妻と非嫡出子2人と嫡出子2人と養子1人がいるとき

第2 孫が代襲相続人となるケース

- [017] 被相続人(甲=I)に非嫡出子1人と嫡出孫2人がいるとき
- [018] 被相続人(甲=I)に妻と非嫡出子1人と嫡出孫2人がいるとき
- [019] 被相続人(甲=I)に非嫡出子1人と養子1人と嫡出孫2人がいるとき
- [020] 被相続人(甲=I)に妻と非嫡出子1人と養子1人と嫡出孫2人がいるとき
- [021] 被相続人(甲=I)に非嫡出子2人と養子1人と嫡出孫2人がいるとき
- [022] 被相続人(甲=I)に妻と非嫡出子2人と養子1人と嫡出孫2人がいるとき

[023] 1次被相続人(甲=I)に非嫡出子2人と嫡出子1人と養子1人(X①~④)がいて、2次被相続人(乙=P)に妻と嫡出子2人(Y①~③)がいるとき

[024] 1次被相続人(甲=I)に妻と非嫡出子2人と嫡出子1人と養子1人(X①~⑥)がいて、2次被相続人(乙=P)に妻と嫡出子2人(Y①~③)がいるとき

第3 曾孫が再代襲相続人となるケース

- [025] 被相続人(甲=I)に非嫡出子1人と嫡出孫1人と嫡出曾孫1人がいるとき
- [026] 被相続人(甲=I)に妻と非嫡出子1人と嫡出孫1人と嫡出曾孫1人がいるとき
- [027] 1次被相続人(甲=I)に非嫡出子1人と嫡出孫2人(X①~③)がいて、2次被相続人(乙=P)に妻と嫡出子2人(Y①~③)がいるとき
- [028] 1次被相続人(甲=I)に妻と非嫡出子1人と嫡出孫2人(X①~④)がいて、2次被相続人(乙=P)に妻と嫡出子2人(Y①~③)がいるとき

第4 直系尊属が相続人となるケース

第5 兄弟姉妹が相続人となるケース

第6 甥姪が代襲相続人となるケース

第7 特別な事情のあるケース

第3章 明治民法による遺産相続

- 第1 直系卑属が遺産相続人となるケース
- 第2 配偶者が遺産相続人となるケース
- 第3 直系尊属が遺産相続人となるケース
- 第4 戸主が遺産相続人となるケース

第4章 明治民法による家督相続

- 第1 直系卑属が法定家督相続人となるケース
- 第2 指定により家督相続人となるケース
- 第3 第1種選定家督相続人となるケース
- 第4 直系尊属が家督相続人となるケース
- 第5 第2種選定家督相続人となるケース

第5章 経過措置を検討すべき相続

索引

○キーワード索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。また、第2章の第4以降の細目次は省略しています。

Q&A編

第1章 数次相続と法改正

- Q1 数次相続とは
- Q2 法定相続とは
- Q3 血族とは
- Q4 2021年一部改正後(現行民法等)
- Q5 2013年一部改正前(現行民法)
- Q6 1980年一部改正前(現行民法)
- Q7 1947年全面改正前(明治民法)

第2章 現行民法による相続

- Q8 子が相続するとき
- Q9 直系尊属が相続するとき
- Q10 兄弟姉妹が相続するとき
- Q11 配偶者が相続するとき
- Q12 法定相続分の一部改正
- Q13 子と配偶者が相続するとき
- Q14 直系尊属と配偶者が相続するとき
- Q15 兄弟姉妹と配偶者が相続するとき

第3章 明治民法による遺産相続

- Q16 遺産相続とは
- Q17 「戸主」とは
- Q18 「家族」とは
- Q19 直系卑属が遺産相続するとき
- Q20 配偶者が遺産相続するとき
- Q21 直系尊属が遺産相続するとき
- Q22 戸主が遺産相続するとき

第4章 明治民法による家督相続

- Q23 家督相続とは
- Q24 家督相続の原因
- Q25 法定家督相続人とは
- Q26 法定の推定家督相続人とは
- Q27 指定家督相続人とは
- Q28 第1種選定家督相続人とは
- Q29 直系尊属が家督相続するとき
- Q30 第2種選定家督相続人とは

第5章 代襲相続

- Q31 代襲相続とは
- Q32 現行民法の相続をしないとき(欠格・廃除・放棄)
- Q33 子(孫)等が代襲相続するとき
- Q34 兄弟姉妹の子(甥姪)が代襲相続するとき
- Q35 1980年一部改正前(現行民法)
- Q36 1962年一部改正前(現行民法)
- Q37 遺産相続をしないとき(欠格・廃除・放棄)
- Q38 遺産相続により代襲相続するとき
- Q39 家督相続をしないとき(欠格・廃除・放棄)
- Q40 家督相続により代襲相続するとき

ケース・スタディ編

第1章 数次相続：現行民法Ⅰ(現在)

第1 1次相続【現在】、2次相続【現在】、(3次相続【現在】)

	甲死亡 (1次相続)	乙死亡 (2次相続)	丙死亡 (3次相続)
[001]	妻+子1人	妻+子4人	—
[002]	妻+子1人	妻+子4人	妻+子2人
[003]	子2人	妻+祖父母2人	—
[004]	妻+子3人	妻+子2人	—
[005]	妻+子3人	妻+子2人	妻+子2人
[006]	妻+子3人	妻+子4人	—
[007]	妻+子3人	妻+子4人	妻+子2人
[008]	子3人	妻+祖父母2人	—
[009]	子3人	妻+兄弟姉妹2人	—
[010]	子3人	妻+兄弟姉妹2人	夫+子2人
[011]	夫+父母2人	子2人	—
[012]	夫+父母3人	妻+子2人	—
[013]	夫+父母4人	妻+子2人	—

第2章 数次相続：現行民法Ⅱ(2013年前)

- 第1 1次相続【2013年前】、2次相続【現在】、(3次相続【現在】)
- 第2 1次相続【2013年前】、2次相続【2013年前】、(3次相続【現在】)

第3章 数次相続：現行民法Ⅲ(1980年前)

- 第1 1次相続【1980年前】、2次相続【現在】、(3次相続【現在】)
- 第2 1次相続【1980年前】、2次相続【2013年前】、(3次相続【現在】)
- 第3 1次相続【1980年前】、2次相続【1980年前】、(3次相続【現在】)

第4章 数次相続：明治民法

- 第1 1次相続【遺産相続】、2次相続【現在】
- 第2 1次相続【遺産相続】、2次相続【2013年前】
- 第3 1次相続【遺産相続】、2次相続【1980年前】
- 第4 1次相続【家督相続】、2次相続【現在】
- 第5 1次相続【家督相続】、2次相続【2013年前】
- 第6 1次相続【家督相続】、2次相続【1980年前】

第5章 代襲相続

- 第1 1次相続【現在】

- 第2 1次相続【2013年前】
- 第3 1次相続【1980年前】
- 第4 1次相続【遺産相続】
- 第5 1次相続【家督相続】

第6章 代襲相続を含む数次相続

- 第1 1次相続【現在】、2次相続【現在】
- 第2 1次相続【2013年前】、2次相続【現在】
- 第3 1次相続【2013年前】、2次相続【2013年前】
- 第4 1次相続【1980年前】、2次相続【現在】
- 第5 1次相続【1980年前】、2次相続【2013年前】
- 第6 1次相続【1980年前】、2次相続【1980年前】
- 第7 1次相続【遺産相続】、2次相続【現在】
- 第8 1次相続【家督相続】、2次相続【現在】

資料

○ケース相互関係表(パターン別)

索引

○事項索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。また、第2章以降の表は省略しています。